

富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付要綱

(平成30年3月22日告示第31号)

改正 平成31年3月29日告示第102号 令和3年9月9日告示第151号
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、イノシシ等の獣類による農作物被害を防止するため、個体数調整、被害防除、生息環境把握等の被害防止総合対策に要する経費に対して、予算の範囲内において富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日10生産第9424号農林水産省生産局長通知）並びに千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成22年5月22日付け農振第69号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付を受けることができる者は、富里市有害鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(交付対象事業及び交付対象経費)

第3条 交付対象事業及び交付対象経費及び交付率については、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付決定通知書（別記第2号様式）により協議会に通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 協議会は、前条の規定により交付の決定を受けた事業の内容を変更し

ようとするときは、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合には、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金変更（中止・廃止）承認通知書（別記第4号様式）により協議会に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 協議会は、交付金の事業が終了したときは、事業の完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第8条 市長は、交付すべき交付金の額を確定したときは、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付確定通知書（別記第6号様式）により協議会に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 前条の規定により交付金の額の確定を受けた協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第10条 協議会は、規則第19条の規定により概算払を受けようとするときは、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金概算払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年3月22日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成31年3月29日告示第102号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年9月9日告示第151号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	事業内容	交付対象経費	交付率
推進事業	被害防止活動 推進 (1) 推進体制の整備 (2) 有害捕獲 (3) 被害防除 (4) 生息環境管理	1 交付対象事業に要する経費 2 上限単価（消費税を除く。） (1) 箱わな ア 大型獣用（箱わなの幅に奥行きを乗じて得た面積が3㎡以下のもの） 1基当たり119,000円 イ 小型獣用（箱わなの幅に奥行きを乗じて得た面積が0.5㎡以下のもの） 1基当たり19,000円 (2) くくりわな 1基当たり16,000円 (3) 囲いわな 1㎡当たり31,000円	10分の10
整備事業		1 直営施工で資材費のみ 2 上限単価（消費税を除く。） (1) 獣類共通 ア 電気柵（1段当たり） 1m当たり148円（上限3万円） イ ネット柵 1m当たり1,090円 (2) イノシシ ア 金網柵（ロール状） 1m当たり1,970円 イ ワイヤーマッシュ柵（パネル状） 1m当たり1,290円	

別記

第1号様式（第4条関係）

富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付申請書

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所

協議会名

代表者氏名

㊞

富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金の交付を受けたいので、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 事業実施計画等について
別紙のとおり

別紙

事業実施計画書

事業実施年度 年度

1 事業計画

事業内容	資機材名等	数量等	事業費(円)	備考
計				

2 事業費 _____ 円

内 訳(円)

交付金		市町村費
国費	県費	

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 事業者名等

氏名	住所	備考

5 添付書類

- (1) 見積書又は設計書 (写し可)
- (2) 位置図 (事業実施箇所の分かるもの)
- (3) その他指示のあるもの

第2号様式（第5条関係）

富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付で交付申請のあった富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金について、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

第3号様式（第6条関係）

富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所

協議会名

代表者氏名 ⑩

年 月 日付け指令第 号を持って交付決定された交付金に係る事業について、変更（中止・廃止）したいので、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※ 事業実施計画書（別記第1号様式別紙）に準じ、変更（中止・廃止）計画を作成し、当該変更に係る部分については、その上段に（ ）書きで当初計画を記入すること。

第4号様式（第6条関係）

富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金変更（中止・廃止）承認通知書

指令第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

富里市長



年 _____ 月 _____ 日付けで申請のあった事業の変更（中止・廃止）については承認したので、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。なお、変更（中止・廃止）に伴い当該交付金の交付額を下記のとおり決定します。

記

- 1 事業変更（中止・廃止）後の交付決定額 _____ 円
- 2 事業変更（中止・廃止）前の交付決定額 _____ 円

第5号様式（第7条関係）

富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金実績報告書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所

協議会名

代表者氏名 ⑩

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定された交付金に係る事業については完了したので、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業計画

事業内容	資機材名等	数量等	実績額(円)	備考
計				

2 実績額 _____ 円

3 事業完了年月日 _____ 年 月 日

4 事業者名等

氏名	住所	備考

5 添付書類

施工写真等（着工から完了までに至る施工時の写真について）、領収書等（写し）、工程管理表等、出来高管理表その他指示のあるもの

第6号様式（第8条関係）

富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付確定通知書

達第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付で実績報告のあった富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金を確定したので、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 交付確定額 _____ 円

第7号様式（第9条関係）

富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所

協議会名

代表者氏名 ⑩

年 月 日付け達第 号で確定通知のあった富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金について、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

確定額 (A)	既受領額 (B)	請求額 (C = A - B)	備考
円	円	円	

振込先

金融機関名・支店名	
種 別	普通・当座
口座番号	
口座名義人	

第 8 号様式 (第 1 0 条関係)

富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金概算払請求書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所

協議会名

代表者氏名 ⑩

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定された富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金について、富里市有害鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり概算払請求します。

記

金 円

交付決定額 (A)	概算払請求 (B)	残 高 (C = A - B)	備 考
円	円	円	

振込先

金融機関名・支店名	
種 別	普通・当座
口座番号	
口座名義人	